

払込資本の額が50億円を超える見込みのある法人及び相互会社の皆様へ

外形標準課税対象法人の見直し（100%子法人等への対応）について

～令和8年4月1日以後開始する事業年度から貴社の子法人等が外形法人となる可能性があります～

制度の概要

貴社が「特定法人」に該当する場合、次頁の「100%子法人等への対応」の要件を全て満たす子法人等については、事業年度終了の日時点の資本金の額が1億円以下であっても、令和8年4月1日以後開始する事業年度について外形標準課税の適用対象となります。

- ・特定法人とは…払込資本の額（会計上の資本金と資本剰余金の合計額）が50億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社（外国相互会社を含みます。）※詳しくは次頁（注2）をご覧ください。
- ・子法人等とは…貴社が株式又は出資を直接又は間接に保有する法人

お願い

「100%子法人等への対応」の要件を全て満たす子法人等に対し、このお知らせを御案内ください。

- ・制度内容の詳細

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/work/houjinji/gaikei_kaisei#t2



- ・「100%子法人等への対応」の制度に関するよくあるお問合せ

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shitsumon/work/a1/gaikeiqa#a17>



- ・「100%子法人等への対応」の制度に関するお問合せ先

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho>



100%子法人等への対応(令和8年4月1日以後開始事業年度)

事業年度終了の日において、以下の要件①～③を全て満たす法人(注1)は、令和8年4月1日以後開始する事業年度について、外形標準課税の適用対象法人となります。

【要件】

①	特定法人(注2)との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある 又は 100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている
②	資本金の額が1億円以下
③	払込資本の額(会計上の資本金と資本剰余金の合計額)(注3)が2億円超

(注1) ただし、以下の法人((注2)において「所得等課税法人」といいます。)を除きます。

地方税法(以下「法」といいます。)第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、法第72条の2第5項に規定するみなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人

(注2) 特定法人

払込資本の額(会計上の資本金と資本剰余金の合計額)が50億円を超える法人*及び保険業法に規定する相互会社(外国相互会社を含みます。)

※以下の法人を除きます。

・所得等課税法人

・資本金1億円以下で、減資への対応(注4)の要件及び100%子法人等への対応の要件のいずれにも該当しない法人

○特定法人に該当するかどうかは、外形標準課税の判定の対象となる法人(子法人等)の事業年度終了の日以前に最後に終了した当該法人の事業年度終了の日(終了の日がない場合には、当該法人の設立の日)の現況で判断します。

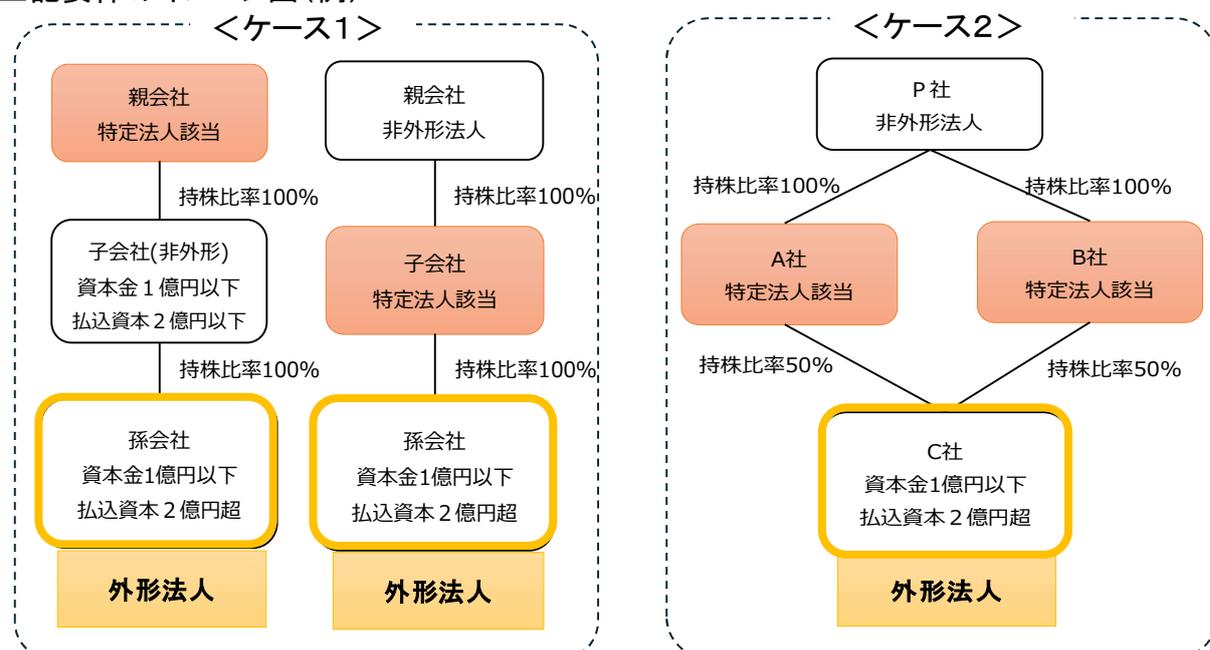
○上記の要件を満たせば、外国法人(日本に恒久的施設を有しない外国法人も含みます。)であっても特定法人に該当します。

(注3) 令和6年3月30日以後に当該100%子法人等が当該100%グループ内で資本剰余金を原資とした配当等を行った場合には、当該配当等により減少した金額を加算した金額となります。

(注4) 減資への対応について、詳しくは以下のリンク先をご覧ください。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/work/houjinji/gaikei_kaisei#t1

◎上記要件のイメージ図(例)



◎このほか、制度の詳細について以下のリンク先をご覧ください。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/work/houjinji/gaikei_kaisei#t2